

函館市青果物地方卸売市場 関連事業者店舗出店者募集のご案内

函館市青果物地方卸売市場（函館市西桔梗町 589 番地 25）では、関連事業者店舗へ出店する事業者を募集しています。出店をご希望の方、出店に関心がある方は、5 ページに記載の「申請先・問い合わせ先」までご連絡ください。

「関連事業者」とは、「市場内の店舗その他の施設において、市場の機能の充実を図るための業務および出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するための業務を営む者」と定められています。（6 ページ：条例第 30 条）

「関連事業」の業種は、10 ページ（規則 24 条）を参照してください。

※「市場の利用者」には一般の方は含まれませんが、関連事業者店舗は一般の方も利用することができます。

【目 次】

1	募集内容	1 ページ
2	使用条件等	1～2 ページ
3	申請要件等	2 ページ
4	申請方法・申請手続	2～3 ページ
5	申請書等提出書類	3 ページ
6	審査等	4 ページ
7	その他	4 ページ
8	よくある質問	5 ページ
9	申請先・問い合わせ先	5 ページ
○	函館市青果物地方卸売市場条例 [抜粋]	6～9 ページ
○	函館市青果物地方卸売市場条例施行規則 [抜粋]	10～12 ページ

1 募集内容

(1) 募集物件

関連事業者店舗（1コマあたり27.45㎡）

(2) 募集業種

飲食店、惣菜・弁当類の販売、食料品・医薬品・雑貨の販売（※生鮮青果物の販売は除く）など

(3) 募集事業者数

コマの空き状況によります。

（空き状況は【関連事業者店舗配置図（別紙）】を参照してください。）

(4) 募集期間

随時

※通常、申請から使用開始まで2か月程度を要します。

（申請手順の詳細は【4 申請方法・申請手続】を参照してください。）

2 使用条件等

(1) 施設使用許可等

函館市青果物地方卸売市場条例に基づき、関連事業者の承認および施設の使用指定をします。（申請要件については【3 申請要件等】を参照してください。）

(2) 使用目的

「市場の機能の充実を図る」または「市場の利用者に便益を提供する」ための「商品の販売」や「サービスの提供」を行う目的で使用してください。

※単なる事務所、または荷捌きの場としてのみの使用はできません。

(3) 施設使用料等

費目	費用の額	
月額使用料 (1コマあたり)	関連事業者店舗（理容室および食堂を除く）	23,716円（税込）
	関連事業者店舗（理容室および食堂）	16,632円（税込）
	倉庫（1コマ10㎡）※使用する場合のみ	4,510円（税込）
保証金	施設に係る使用料の月額2倍に相当する額	
その他	電気、ガスおよび上下水道の費用は使用者負担とします。 駐車場は、店舗を使用する用途にのみご利用できます。	

※施設使用料や水光熱費については、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

※施設使用料については、施設の使用を開始した日から発生することとします。

（使用期間が1か月に満たない場合の使用料は、1か月を30日として日割計算します。）

(4) 営業時間

原則、市場開場日の午前5時から午後3時までの間となります。

(5) 施設の原状変更

営業にあたって、設備の改修等、施設の原状変更が必要な場合は、事前の承認を得る必要があります。また、使用を終了する際には、自己の費用で原状に回復しなければなりません。

(6) 火気の使用

火気を使用する場合、消防法その他の関係法令を遵守してください。なお、火気使用に係る施設改修等の費用に関しては、自己負担となります。

(7) その他

函館市青果物地方卸売市場条例、同条例施行規則その他の関係法令を遵守してください。なお、関係法令の確認については自らの責任において行ってください。

3 申請要件等

(1) 申請要件

関連事業者店舗において、市場の機能の充実を図るための業務、または市場の利用者に便益を提供するための業務を営む方。

(2) 欠格事由

申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、関連事業者の承認をすることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- ② 業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験または資力信用を有しない者であるとき。
- ③ 本人またはその役員（法人の場合）が暴力団員等であるとき。
- ④ 暴力団員等をその業務に従事させているとき。
- ⑤ 業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

4 申請方法・申請手続

(1) 初回相談

関連事業者店舗への出店をご希望の場合、まずはお問い合わせください。事業計画の概要や店舗内見のご希望等を伺います。

（お問い合わせ先は【9 申請先・問い合わせ先】を参照してください。）

※空き店舗によって施設内容が異なりますので、事前の内見をお勧めいたします。

(2) 関連事業者承認申請書類の提出

- ① 提出書類 【5 申請書等提出書類】に記載の書類を提出してください。
- ② 提出先 【9 申請先・問い合わせ先】に記載のとおりです。
- ③ 提出方法 持参または郵送（簡易書留等追跡可能な送付方法）にて提出してください。

(3) 施設使用指定申請書提出の提出

関連事業者として承認された方には、別途「施設使用指定申請書」を提出していただきます。

(※提出先等については、承認の通知の際にお知らせします。)

(4) 保証金の預託

- ・ 関連事業者として承認を受けたのち、1か月以内に保証金を市に預託していただきます。
- ・ 保証金の額は、市場の施設に係る使用料の月額額の2倍に相当する額となります。
- ・ なお、保証金を預託した後でなければ、業務を開始できません。
- ・ 保証金の支払いについては、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

5 申請書等提出書類

(1) 法人の場合

- ① 関連事業者承認申請書 [市所定様式 (様式1)]
- ② 定款
- ③ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- ④ 直近の貸借対照表および損益計算書
- ⑤ 函館市に納付すべき税に滞納がないことの証明 (納税証明書)
- ⑥ 代表者および役員 (常勤) の履歴書 [写真付き]
- ⑦ 代表者および役員 (常勤) の住民票の写し
- ⑧ 代表者および役員 (常勤) の市町村長の発行する身分証明書
- ⑨ 事業計画書 [市所定様式 (様式3)]
- ⑩ 誓約書 [市所定様式 (様式4)]
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人の場合

- ① 関連事業者承認申請書 [市所定様式 (様式1)]
- ② 資産調書 [市所定様式 (様式2)]
- ③ 所得税青色申告書等の写し
- ④ 函館市に納付すべき税に滞納がないことの証明 (納税証明書)
- ⑤ 履歴書 [写真付き]
- ⑥ 住民票の写し
- ⑦ 市町村長の発行する身分証明書
- ⑧ 事業計画書 [市所定様式 (様式3)]
- ⑨ 誓約書 [市所定様式 (様式4)]
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

6 審査等

(1) 審査方法

申請があったものについて審査をします。審査は、原則書類審査としますが、必要に応じてヒアリング（追加書類の提出を含む。）を行う場合があります。

①申請者が欠格事由に該当しないかについて審査します。

欠格事由のうち、暴力団関係については、代表者、役員（常勤）および店舗責任者について、市が警察へ暴力団等の該当の有無を照会します。

（※欠格事由の詳細については【3 申請要件等（2）欠格事由】を参照してください。）

②業務内容等が市場にふさわしい店舗であるかについて審査します。

関連事業者店舗で営もうとする業務の内容が函館市青果物地方卸売市場条例第 30 条の規定に該当するか、健全で確実性のある事業計画であるか等について総合的に判断します。

函館市青果物地方卸売市場条例 第 30 条

関連事業者とは、第 32 条第 1 項の規定により市長の承認を受け、市場内の店舗その他の施設において、市場の機能の充実に図るための業務および出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するための業務（以下これらを「関連事業」という。）を営む者をいう。

(2) 結果通知等

文書により審査結果をお知らせします。申請書類を市が受理後、結果通知まで 1 か月程度を要することをご承知おきください。

なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

7 その他

(1) 施設の管理体制について

函館市青果物地方卸売市場は、指定管理者制度導入施設です。指定管理者である函館青果管理株式会社が施設の管理等を行っています。店舗の施設内容等に関することは、以下へお問い合わせください。

函館青果管理株式会社 0138-49-4141

(2) 任意団体について

店舗事業者による任意団体「函館市青果物地方卸売市場商店会」があります。

8 よくある質問

①関連事業者店舗で販売する品目に制限はありますか。

あります。

関連事業者店舗では、市場の利用者に便益を提供する商品を販売してください。ただし、生鮮青果物については、市場の主たる取扱品目であることから、関連事業者店舗での販売はしないでください。

なお、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、市は、業務内容または取扱物品の販売について必要な指示等をする場合があります。

②複数の店舗（コマ）を使用することはできますか。

できます。

関連事業者として承認されたのち、「施設使用指定申請書」に使用したい店舗（コマ）を記載して提出して下さい。

施設使用料については、使用する店舗（コマ）数に応じて算定されます。

③駐車場はありますか。

あります。ただし、店舗を使用する用途・時間帯にのみ駐車できます。

具体的には、店舗営業中における従業員の駐車や納入業者等による物品搬入・搬出中の駐車、来店客の店舗利用中における駐車等がそれにあたります。

9 申請先・問い合わせ先

【申請先・問い合わせ先】

住 所：〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市農林水産部企画調整課（市場担当）

電 話：0138-21-3364

F A X：0138-21-3585

電子メール：shijyo-hanro@city.hakodate.hokkaido.jp

※申請書類の提出方法は持参または郵送に限ります。

（郵送の場合は簡易書留など追跡可能な方法にて送付してください。）

○函館市青果物地方卸売市場条例〔抜粋〕

(設置)

第1条 青果物等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)に基づき、市に青果物地方卸売市場を設置する。

(青果物地方卸売市場の名称および位置)

第2条 青果物地方卸売市場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市青果物地方卸売市場

位置 函館市西桔梗町589番地25

(開場の期日)

第4条 市場は、次に掲げる日(次項において「休業日」という。)を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日(1月5日が日曜日に当たるとき、および12月27日から12月30日までの日が日曜日に当たるときは、当該日曜日を除く。)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日までの日および12月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市民等の食生活への影響、産地の出荷事情その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して休業日に開場し、または休業日以外の日を開場しないことができる。

(開場の時間等)

第5条 開場の時間は、午前5時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して臨時に変更することができる。

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について、差押、仮差押または仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分またはその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額または不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない間においては、指定した期間の経過後、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第11条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(関連事業者の定義)

第30条 関連事業者とは、第32条第1項の規定により市長の承認を受け、市場内の店舗その他の施設において、市場の機能の充実を図るための業務および出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するための業務(以下これらを「関連事業」という。)を営む者をいう。

(関連事業の業種)

第31条 関連事業の業種は、規則で定める。

(関連事業者の承認等)

第32条 関連事業者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所(法人である場合にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地)

(2) 関連事業の業種

(3) 関連事業の内容

(4) 法人である場合にあっては、資本金または出資の額および役員の名

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験または資力信用を有しない者であるとき。

- (3) 申請者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であるとき。
- (4) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。
- (5) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

（保証金の預託）

第33条 関連事業者は、前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

（保証金の額等）

第34条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が第59条第1項の規定により指定を受けた市場の施設に係る使用料の月額2倍に相当する額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 第10条から第12条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

（関連事業者の承認の取消し）

第35条 市長は、関連事業者が第32条第3項第1号もしくは第3号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき、業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき、または当該関連事業者がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第32条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に第33条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに第32条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

（関連事業者に対する規制等）

第36条 市長は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務または取扱物品の販売について必要な指示等を行うことができる。

（名称変更等の届出）

第37条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称もしくは商号または住所（法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- (2) 関連事業を開始し、休止し、または再開したとき。

2 関連事業者が死亡し、または解散したときは、当該関連事業者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（衛生上有害な物品の売買の禁止等）

第48条 卸売業者、仲卸業者および関連事業者は、市場において、衛生上有害な物品を売買し、または売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、または撤去を命ずることができる。

第57条 物品の品質管理の方法については、規則で定める。

2 卸売業者、仲卸業者、買受人、関連事業者および買出人は、前項の物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

（市場施設）

第58条 市場に次に掲げる施設を置く。

- (1) 卸売業者売場
- (2) 仲卸業者売場
- (3) 冷蔵庫
- (4) パナナ醜(はつ)酔室
- (5) 倉庫
- (6) 関連事業者店舗
- (7) 事務所
- (8) 会議室
- (9) 空地

（市場施設の使用指定等）

第59条 卸売業者、仲卸業者および関連事業者が使用する市場の施設は、前条第1号から第7号までに掲げる施設とし、その位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長がこれを指定する。

（用途変更、転貸等の禁止）

第63条 第59条第1項の規定により指定を受けた者または同条第2項もしくは第60条第1項もしくは第2項の許可を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、市場の施設の用途を変更し、または市場の施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の禁止）

第64条 使用者は、市長の承認を受けずに市場の施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場の施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者が前項の承認を受けて、市場の施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場の施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、当該市場の施設の返還の際、原状回復を命じ、またはこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

（返還）

第65条 市場の施設を使用している者（次項に規定する者を除く。）の死亡、解散、廃業等の市場の施設を返還しなければならない事由が生じたときは、その相続人、清算人、代理人または本人（第3項においてこれらを「相続人等」という。）は、規則で定める期間内に自己の費用で当該市場の施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、当該期間後に返還することができる。

2 第60条第1項または第2項の許可を受けた者は、当該許可を受けた会議室もしくは空地の使用を終了したとき、または第62条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

3 相続人等または前項に規定する者が第1項または前項の義務を履行しないときは、市長は、これらの者に代わってこれを執行し、その費用をこれらの者から徴収する。

（指定または許可の取消し等）

第66条 市長は、市場の施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定もしくは許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

（補修命令等）

第67条 市長は、故意または過失により市場の施設を滅失し、または損傷した者に対して、その補修を命じ、またはその費用の弁償を命ずることができる。

2 市長は、使用者の設置した設備等の破損または汚損等により、危険の生ずるおそれがあると認めるときは、その補修または除去を命ずることができる。

（使用料等）

第68条 使用者は、規則で定める納期までに、市場の施設の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）売上高割使用料 別表第4に掲げる額に100分の110を乗じて得た額

（2）面積割使用料、会議室使用料および空地使用料 別表第5に掲げる額に基づき算定した額に100分の110を乗じて得た額

3 月額による使用料について、使用期間が1月に満たない場合の使用料は、1月を30日として日割計算により算出する。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

5 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で規則で定めるものは、使用者の負担とする。

（報告および検査）

第70条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者または関連事業者に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、卸売業者、仲卸業者または関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善措置命令）

第71条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者または関連事業者に対し、その業務もしくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

（市場秩序の保持等）

第72条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場における秩序の保持または公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市

場に入場する者に対して入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(意見の聴取)

第72条の2 市長は、第7条の2第1項、第12条の3第1項もしくは第2項、第12条の4第1項、第17条第1項、第21条第1項もしくは第2項、第22条第1項、第26条第1項もしくは第32条第1項の承認(以下この条において単に「承認」という。)をしようとするとき、または現に承認を受けている者について特に必要があると認めるときは、第7条の2第3項第6号から第8号まで(第12条の3第4項および第12条の4第4項において準用する場合を含む。)、第12条の2第1項、第17条第3項第6号から第8号まで(第21条第4項および第22条第4項において準用する場合を含む。)、第20条第1項、第26条第3項第5号から第7号まで、第27条、第32条第3項第3号から第5号までおよび第35条第1項に該当する事由の有無について、警察署長の意見を聴くことができる。

(許可等の制限または条件)

第73条 市長は、この条例の規定により許可、承認または指定をする場合には、制限または条件を付すことができる。

(指定管理者による管理)

第74条 市場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 買受人の名称変更等の届出および買出人の登録に関すること。
- (2) 売買取引(第40条および第46条に規定するものを除く。)に係る承認、指示および制限等に関すること。
- (3) 市場の施設の使用条件の指定、使用の許可および制限に関すること。
- (4) 市場の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の2(指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。)、第28条、第29条、第39条第2項および第3項、第44条、第47条、第48条第2項、第49条、第50条、第51条第3項、第55条第1項、第59条第1項および第2項、第60条から第63条まで、第64条第1項、第65条第1項、第66条、第67条第2項、第72条第2項ならびに前条(指定管理者が行う許可、承認および指定に係るものに限る。)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表第5 (第68条関係)

区分	使用料		
	単位	金額	
面積割使用料	仲卸業者売場	1平方メートルにつき1月	720円
	冷蔵庫	1平方メートルにつき1月	630円
	バナナ醜(はつ)酵室	1平方メートルにつき1月	630円
	倉庫	1平方メートルにつき1月	410円
	関連事業者店舗(理容室および食堂を除く。)	1平方メートルにつき1月	770円
	関連事業者店舗(理容室および食堂に限る。)	1平方メートルにつき1月	540円
	事務所(卸売棟の2階部分の事務所に限る。)	1平方メートルにつき1月	680円
	事務所(卸売棟の2階部分の事務所を除く。)	1平方メートルにつき1月	500円
会議室使用料	大会議室	1回(3時間以内)につき	1,500円
	中会議室	1回(3時間以内)につき	800円
	小会議室	1回(3時間以内)につき	400円
空地使用料	空地	1平方メートルにつき1月	25円

○函館市青果物地方卸売市場条例施行規則〔抜粋〕

(臨時の休業または営業)

第4条 卸売業者、仲卸業者または関連事業者は、休業日以外の日に臨時に休業し、または休業日に臨時に営業をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(卸売業者の承認の申請書の添付書類)

第6条 条例第7条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が法人の場合
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 貸借対照表および損益計算書
 - エ 代表者および役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書および写真
 - オ 株主もしくは出資者または組合員の氏名または名称およびその持株数または出資額を記載した書面
 - カ 市長が指定する様式により作成された事業報告書
 - キ 事業計画書
 - ク 条例第7条の2第3項第6号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ケ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者が個人の場合
 - ア 資産調書
 - イ 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書および写真
 - ウ 市長が指定する様式により作成された事業報告書
 - エ 事業計画書
 - オ 条例第7条の2第3項第6号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - カ その他市長が必要と認める書類

(関連事業の業種)

第24条 条例第31条の規則で定める関連事業の業種は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料品卸売業で市長が別に定めるもの、日用荒物雑貨等卸売業その他市長が必要と認めるもの
- (2) 飲食店業、理容業、事務用品、医薬品等の物品販売業その他市長が必要と認めるもの

(関連事業者の承認の申請書の添付書類)

第25条 条例第32条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 申請者が法人の場合 第6条第1号アからエまで、キおよびケに掲げる書類ならびに条例第32条第3項第3号から第5号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 申請者が個人の場合 第6条第2号ア、イ、エおよびカに掲げる書類ならびに条例第32条第3項第3号から第5号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(届出事項)

第26条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 関連事業者(法人である場合にあつては、役員を含む。)が犯罪容疑のため起訴されたとき、もしくはその業務に関して訴訟の当事者となったとき、もしくはその判決があつたとき、または破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 関連事業者が条例第32条第3項第3号から第5号までのいずれかに該当することとなったとき。(市場施設の使用指定等)

第42条 条例第59条第1項の指定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 条例第59条第2項の許可を受けようとする者は、市長が別に定める申請書により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があつた場合において、使用条件を指定したときは、市長が別に定める指定書を当該申請をした者に交付するものとする。
- 4 市長は、第2項の申請があつた場合において、使用を許可したときは、市長が別に定める許可書を当該申請をした者に交付するものとする。
- 5 第1項の指定および第2項の許可の期間は、指定または許可の日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該日前の日までとすることができる。
- 6 市長は、第1項の指定または第2項の許可をした後において必要があると認めるときは、市場の施設

の位置、面積、指定または許可の期間その他の使用条件を変更することができる。

(使用者等の遵守事項)

第45条 使用者その他の市場に入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (3) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。
- (4) 市場の施設およびその敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけること。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 動物を伴わないこと。
- (8) 市場の施設の清潔を保つこと。
- (9) その他市場の係員の指示に従うこと。

(原状変更の承認申請等)

第46条 条例第64条第1項の承認を受けようとする使用者は、市長が別に定める申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、市場の施設の原状の変更には、備付け以外の看板、装飾、広告物等を設ける場合を含むものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設計図
- (2) 仕様書
- (3) 見積書
- (4) 工程表
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の承認を受けた者は、工事完了後、遅滞なく、市長に届け出てその検査を受けなければならない。

(損傷等の届出等)

第47条 使用者その他の市場に入場した者は、市場の施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに市長が別に定める届出書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(返還)

第48条 条例第65条第1項または第2項の規定により市場の施設を返還しようとする者は、市長が別に定める届出書により市長に届け出て、当該施設の検査を受けなければならない。

2 条例第65条第1項の規則で定める期間は、市場の施設を返還しなければならない事由が生じた日から起算して15日を経過する日までとし、この期間内に当該施設を返還しない場合は、同項の履行義務を負う者は、15日を経過した日から返還の日までの間の当該施設に係る使用料に相当する額を支払い、かつ、返還の遅延により市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用料の納期等)

第49条 条例第68条第1項の規則で定める納期は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 売上高割使用料 当月分について翌月15日
- (2) 月額による使用料 当月分について毎月末日（月の末日前に使用を終了する場合にあっては、当該使用を終了する日）
- (3) 会議室使用料 使用の日

2 市長は、前項の納期によりがたい特別の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、これを変更することができる。

3 条例第68条第1項の使用料（会議室使用料を除く。）は、市長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(使用料の計算単位)

第50条 条例第68条第2項第2号の面積割使用料および空地使用料の計算をする場合において、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

(使用者の負担する費用等)

第51条 条例第68条第5項の規則で定める費用は、条例第58条第1号から第7号までに掲げる市場の施設に係る電気、ガスおよび上下水道の費用とする。

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市長の認定によるものとする。

3 第1項の費用の納期は、市長が別に定める。

4 第49条第3項の規定は、第1項の費用について準用する。

(施設の清掃等)

第53条 使用者（条例第60条第1項または第2項の許可を受けた者を除く。以下同じ。）は、業務終了後

市場の施設を清掃し、廃棄物等を所定の場所に集積する等常に市場の施設の清潔の保持に努めなければならない。

- 2 使用者は、常に容器その他の物件を整頓し、通路その他自己の使用場所以外に置いてはならない。
- 3 使用者は、共同で使用する市場の施設について、清掃に関する責任者および費用の分担方法その他必要な事項を定め、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、使用者に対し、清潔の保持のため、清掃、消毒その他必要と認める措置を命ずることができる。

(施設の補修等に対する協力)

第54条 使用者は、市長が市場の施設の管理上の必要により補修その他の工事を施行するときは、これに協力しなければならない。

(火災の予防)

第55条 使用者は、火気の使用およびその取扱いに十分注意するほか、火災の予防について、必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(立入検査員証)

第56条 条例第70条第2項の身分を示す証明書は、別記第7号様式の立入検査員証によるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第58条 指定管理者に条例第74条第2項の業務を行わせる場合における第13条、第20条第1項、第33条第1項および第3項、第34条、第35条、第37条第2項、第39条、第41条第1項および第2項、第42条から第44条まで、第46条、第47条、第48条第1項、第51条第2項、第53条第3項および第4項、第54条(指定管理者が行う補修等に限る。)ならびに前条の規定の適用については、これらの規定(第42条第1項から第4項まで、第43条、第44条、第46条第1項、第47条および第48条第1項を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第42条第1項および第2項中「市長に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第3項および第4項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第43条第1項中「市長に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第2項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第44条、第46条第1項、第47条および第48条第1項中「市長に」とあるのは「指定管理者に」とする。